

アイゼンハワー政権のアジア太平洋地域戦略と同盟政策 ～西太平洋集団防衛システムの構想～

西田 竜也

Strategy and Alliance Policy for the Asia-Pacific Region under the Eisenhower Administration: Collective Defense System in the Western Pacific

Tatsuya NISHIDA

This article reports research results on the development of American alliances during the Eisenhower administration. The administration established bilateral alliances with the Republic of Korea and the Republic of China, respectively, and the Southeast Asia Treaty Organization (SEATO) in the early Cold War period, adding them to the Australia, New Zealand and United States Security Treaty (ANZUS) and, the U.S.-Japan and U.S.-Philippine alliances, which the Truman administration founded. The Eisenhower administration considered linking these six alliances with each other and expanding them into a comprehensive collective defense arrangement.

Investigating Far East policies and alliance making of the administration, this article provides new evidence and perspectives on a collective defense organization. The article finds that the administration, mobilizing potential defense capabilities of Japan, ROK and ROC, had considered the possibility of forming a Western Pacific collective defense arrangement at least until 1957, but it did not succeed because of two possible factors; the Japanese government's negative attitude toward making a contribution even for self-defense, let alone for the security of the Asia Pacific region, and discrepancies in interests of desired members for the coalition, such as the intense anti-Communist attitudes of the ROK and ROC governments, which made it difficult for other potential allies in the region to cooperate with each other.

- | | |
|-----------------------------------|------------------------------------|
| I. はじめに | VII. 包括的極東政策 NSC5416 の策定 |
| II. アイゼンハワー政権初期の安全保障政策と極東政策 | VIII. NSC5429 シリーズの策定と西太平洋集団防衛システム |
| III. 朝鮮戦争休戦と米韓同盟の形成 | IX. 対日政策の見直しと西太平洋集団防衛システム |
| IV. インドシナ問題と東南アジア条約機構 (SEATO) の成立 | X. 分析 |
| V. 第一次台湾海峡危機と米華同盟の締結 | XI. おわりに |
| VI. 相互の関連－朝鮮戦争、台湾海峡問題、そしてインドシナ紛争－ | |

I. はじめに

本研究は、冷戦初期になぜ米国は、アジア太平洋地域では基本的に二国間同盟を中心とした同盟体制(いわゆるハブ・アンド・スポークス・システム)を構築したのかというテーマの下、アイゼンハワー(Dwight Eisenhower)政権の同地域での同盟形成プロセスに焦点を当てたものである。具体的には、冷

戦初期に欧州では北大西洋条約機構(NATO)という単一の多国間集団防衛同盟が構築されたのに対し、アジア太平洋地域ではハブ・アンド・スポークス・システムが成立した。具体的には、冷戦初期のアジア太平洋地域では、トルーマン(Harry Truman)政権の下、日米、米比の二国間同盟とANZUSと呼ば

れる豪州、ニュージーランド、米国の間の三国間同盟が構築され、次のアイゼンハワー政権の時には、米韓、米華の二国間同盟、そしてマニラ条約に基づく東南アジア条約機構（SEATO）と呼ばれる多国間の同盟が形成された。こうして、米国を中心とするハブ・アンド・スポークス・システムが生まれた。しかし、大西洋地域では NATO と呼ばれる単一の多国間集団防衛同盟が作られたのに対し、なぜアジア太平洋地域ではハブ・アンド・スポークスの同盟システムが作られたのか。本研究は、このような問題提起の下、特にアイゼンハワー政権時に形成された3つの同盟の形成に着目したものである。

本論文では、アイゼンハワー政権のアジア太平洋地域での安全保障政策はどのようなものであったか、そして、その政策が米韓、米華の二国間同盟、SEATO の形成とどのように関連していたのかを明らかにしたい。特に、トルーマン及びアイゼンハワー政権時に形成された6つの同盟を包括するより広範囲の西太平洋集団防衛措置が検討されていたにもかかわらず、結局は実現しなかった要因を分析したい。

これまでアイゼンハワー政権の外交や防衛政策を扱った研究は数多く存在する。例えば、アイゼンハワーの「封じ込め政策」の特徴を明らかにしたもの（Gaddis 2005: 148-149、佐々木 2008）や、アイゼンハワー自身が、これまで考えられていた以上に外交や安全保障政策で指導力を発揮していたことが明らかにされて以来（例えば、Greenstein 1982: 83, 87-88）、こうした観点から、同政権のアジア政策を見直す研究もみられている（例えば、Graebner 1989: 69、Immerman 1989: 41-42）。また、本研究との関連するものを挙げると、米華同盟に着目した研究（Accinelli 1996 年、吹戸 2012 年）、対中政策についての研究（吹戸 2008 年、湯浅 1992 年、湯浅 1994 年）、米韓同盟に注目した研究（Kotch 1983 年、阪田 2005 年）、北東アジアでの多国間関係に注目した研究（李 1996 年）、インドシナ危機への対応を分析した研究（赤木 1991 年、水原 2005 年）、対日政策の見直しに注目したもの（植村 1995 年）など、すでに多くの優れた研究が存在する。特に、既存研究は、日本、韓国、中華民国、東南アジア、そして中国に対する米国の安全保障政策や同盟政策の策定及び決定プロセスを明らかにすることにかかなりの成果を上げている。

さらには、トルーマン政権時代には、米国、日本、フィリピン、豪、NZ 等から成る太平洋条約が検討

され、同条約の研究もなされているが（細谷 1984、古関・宮里、1992、Mabon 1988、西田 2009）、アイゼンハワー政権時に検討された西太平洋の安全保障システムを直接の対象とした研究は見られないようである²。

しかし、既存研究ではいくつかの重要な点が明らかにされていない。まず、個別の国や地域を対象とすることで、アジア太平洋地域全体を見る視点が欠けているように思う。特に、アイゼンハワー政権としてアジア太平洋地域全体を対象とした戦略や政策があったとすれば、それはどのようなものだったのだろうか。既存研究ではこの点が必ずしも十分には検討されていないようである。次に、同様に既存研究の多くは個別の国や地域を対象としており、相互の関連性について十分な注意が払われていない。アイゼンハワー政権では個別の国や地域の政策を考える際に、相互の関連性はどの程度意識され、政策に反映されたのか。さらに、もし同政権に包括的な安全保障政策があったならば、その政策は個別の同盟とどのように関連付けられていたのかといった点を明らかにしたい。特に、アイゼンハワー政権では、1954 年初めから年末にかけて多国間の集団防衛システムが検討されていたにもかかわらず、結局実現しなかった。そして、結局既存のハブ・アンド・スポークス・システムを拡大するだけに終わっている。本研究ではなぜそうなったのかを国際関係論及び外交史の観点から分析し、アジア太平洋地域でのアイゼンハワー政権の安全保障政策や同盟政策の特徴を明らかにしたい。そして、最終的には多国間の集団防衛同盟やハブ・アンド・スポークス・システムが成立する条件を明らかにする一助にしたいと考えている。

したがって、以下ではまず、アイゼンハワー政権初期の安全保障に関する基本政策や戦略を明らかにし、次に同政権が対処した朝鮮戦争休戦と米韓同盟の締結、インドシナ和平と SEATO の結成、第一次台湾海峡危機と米華同盟の締結、そして包括的な極東政策の策定プロセスを見る。その上で、アイゼンハワー政権のアジア太平洋地域での安全保障政策や同盟形成の特徴を分析することとする。

II. アイゼンハワー政権初期の安全保障政策と極東政策

アイゼンハワーが大統領に就任した際に掲げた政策の柱の一つは、既存研究でも明らかな通り、国家安全保障の確保と財政の健全化であった。アイゼンハワーは、共産主義の「封じ込め」政策には反対ではなかったものの、「封じ込め」を実現するために増大した連邦政府の支出や巨額な財政赤字を懸念していた（Eisenhower 1963: 96, 132）。そして、アイゼンハワー政権は、健全な経済と強い軍事力との間に「大いなる均衡」を維持し、米国が「兵営国家」とならないようにすることが重要であると考え、就任早々、国防関連支出の見直しを始めた（佐々木 2008年: 12）。

そして、1953年4月までに、「基本的な国家安全保障政策・計画とコストの関係」と題する国家安全保障会議（National Security Council: NSC）の戦略文書である NSC149/2 をとりまとめ、自由世界の防衛のために「長期にわたり軍事力を供給し続ける」ために、「健全で強力な経済」の維持が不可欠であることを確認した³。また、このアイゼンハワー政権の財政再建重視の姿勢は人事にも表れた。まず、日本の戦後占領期の混乱した経済を立て直すために手腕を発揮したドッジ（Joseph Dodge）デトロイト銀行頭取を予算局長官に指名し、同長官を閣僚級ポストに昇格させ、NSCへの出席を認めた。また、財務長官に就任したハンフリー（George Humphry）も実務畑出身であり、財政規律を重視し、予算節減や軍事費削減に尽力した（Eisenhower 1963: 84, 87）。

そして、米国の安全保障を維持しつつ、財政の健全化を達成するという一見矛盾するよう見える戦略を具体化したものが、ニュールック戦略であり、NSC162/2「基本的な国家安全保障政策」としてまとめられた。同文書は、米国が「できるだけ低いコストで…（中略）…重要な地域に対するソ連の侵略を抑止し、必要に応じ対抗しなければならぬ」とし、そのために「巨大な核の報復能力」に依拠し、また、「核兵器を他の通常兵器と同様使用可能とみなす」など、財政健全化のために核兵器に依存するやり方であった⁴。そして、このニュールック戦略は、1954年1月に外交評議会の演説でダレス（John Foster Dulles）國務長官により公にされ、特に、米国が「自ら選ぶ方法と場所で、直ちに報復できる巨大な能力」に依存する、「大量報復戦略」として注目を浴びた（Dulles 1954: 353-364）⁵。

ニュールックは、往々にしてこの核兵器による「大

量報復戦略」の部分が強調される傾向があるが、核戦力のみならず、研究開発、集団安全保障、同盟国との協力などが重要とされている。特に、同盟国との協力については、局地侵略に対抗するために要する地上軍は、「大部分が同盟国によって供給され」、米国が負担する安全保障関連コストを「最小限」に抑えるべきとしている点が重要である⁶。

そして、実際にアイゼンハワー政権は、国防費を抑制することに成功している。既存研究が明らかにしている通り、同政権は、1953年5月に、早くも1954年度の国防予算を360億ドルにまで削減する方針を明らかにし、その額を55年度には376億ドル、56年度には370億ドル、57年度には384億ドルに抑えることに成功した。同時に財政赤字は縮小し、1956年度と57年度にはそれぞれ16億ドルの黒字を計上するまでに財政状況は改善した。通常兵力を削減し核兵器に依存する大量報復戦略の採択はまた、空軍、そして、海軍に予算が優先的に付与され、陸軍にとって特に厳しいものであった。政権発足時に350万人を数えた総兵力は250万人に縮小したが、その大部分は陸軍であった（佐々木 2008年: 15）。

それでは、健全な財政を重視しつつ、米国の安全保障を実現するという戦略は極東政策にはどのように表れたのか。大統領に就任したアイゼンハワーにとって、極東の安全保障は大きな課題であった。朝鮮半島では国連軍と共産主義側との間の戦闘状態が続き、こう着状態に陥っていた一方、インドシナで仏軍はヴェトナム軍との戦いで劣勢に立たされていた。また、米国政府は、共産主義中国と戦闘状態にある蒋介石率いる中華民国政府（以下、国府と略す。）に対しても積極的に支援を行っていた。中でも、1952年末までに約10万人以上の米国人兵士が死傷し、2つの大戦と南北戦争を除きそれまでに最も被害の大きかった朝鮮戦争をどうするかは、喫緊の課題として大統領選の公約ともなっていた（Eisenhower 1963: 171）。

しかし、安全保障の確保と健全な財政の両立が特に難しかったのがこの極東地域であった。具体的には、トルーマン政権時に策定された包括的な極東戦略である NSC48/5 を改訂するため、アイゼンハワー政権は1953年4月に「米国の極東政策に関する報告書」と題する NSC148 を立案した。NSC148の目的は、極東地域の「安定し、自立した非共産主義政府」の発展を支援し、日本から豪州までの島嶼帯を

「全面戦争の危険を冒しても」守ることにあった。そして、そのために日本、韓国、国府、フィリピンを含む東南アジア地域に対し、1953年度に12億7,700万ドル、54年度は13億8,500万ドルの経済および軍事支援を検討していた。さらに、朝鮮戦争の成り行きによっては15億ドルから21億ドル追加支援を考えていた⁷。しかし、NSC148が描いた支援のコストが想定を超えたはるかに大きなものであったため、同報告書に対する検討は中止されている(Watson 1998: 248)⁸。つまり、NSC148は政権の基本原則である安全保障と健全な財政の維持に反していたのであった。その結果、翌年4月にNSC5416を検討するまで約1年近くの間、極東戦略の検討は行われなかったのである。これは極東地域での安全保障と健全な財政の両立が如何に困難であったかを示す一つのエピソードである。

次に、アイゼンハワー政権の朝鮮半島、インドシナ、台湾地域における政策を順に見ていきたい。

Ⅲ. 朝鮮戦争休戦と米韓同盟の形成

アイゼンハワーが大統領に就任して、最初に取り組まなければならなかった問題の一つは、自身が大統領選の公約の一つに掲げ、大統領選直後に前線を訪問した朝鮮戦争のこう着状態を打破することであった。それまで、トルーマン政権も朝鮮戦争の停戦をめざしたものの、停戦には至っていなかった。朝鮮戦争の停戦を実現するには、以下に見るように、共産主義中国そして李承晩 (Syngman Rhee) 韓国大統領を停戦に同意させられるかが課題となっていた。

アイゼンハワー政権は、まず共産主義中国に対し圧力をかけることで、停戦に向け一歩を踏み出した。朝鮮戦争以降、台湾海峡に派遣されていた第七艦隊への指令の変更である。トルーマン政権下では同艦隊に対する指令には二重の目的を持っており、一つは中国大陸からの国府に対する共産主義中国による攻撃を抑止すること、もう一つは国府による軽率な中国大陸への反攻を阻止することであった⁹。しかし、アイゼンハワーは、米国は共産主義に対し何ら攻撃する意図はないと念を押しつつ、後者の指令を撤廃した¹⁰。ダレスは駐米英国大使に、第七艦隊に対する従前の指令は、事実として米軍が「共産主義中国という侵略者を防衛する」働きを持っており、その結果「共産主義中国は何の咎めもなく朝鮮半島

で米軍や国連軍を殺すことができた」とその趣旨を説明した¹¹。つまり、トルーマン政権下の指令は事実上、中華民国からの攻撃を心配することなく、共産主義中国が朝鮮戦争での戦いに専念することを可能にしていたのであり、アイゼンハワー政権は、その指令を変更することで、共産主義中国に対して圧力をかけたのである¹²。そして、この第七艦隊への指令の変更が功を奏したのか、変更後約2か月で停戦に向けた交渉が再開された¹³。

しかし、李承晩は停戦に反対しており、停戦に同意する見返りとして米韓同盟の締結を要求した¹⁴。具体的には、停戦交渉が始まる中、駐米韓国大使がダレスに対し二国間同盟の締結を提案し¹⁵、また李承晩自身も二度にわたり相互防衛条約を結ぶことを米国に要請している¹⁶。韓国政府はトルーマン政権の頃から米国が韓国の防衛を保証するよう要請していたが、これは一つには停戦が実現した場合に、米国が韓国を見捨て撤退することを恐れていたからであった¹⁷。しかし、アイゼンハワー政権も、トルーマン政権同様、韓国との同盟関係締結には消極的であった。

しかも、李承晩には、米国による韓国の防衛の保証だけでなく、それ以上のより大きな政治的目があった。それは、米国との相互防衛条約を利用して、武力を行使してでも朝鮮半島の統一を実現するというものであった。駐韓米国大使は、李承晩が朝鮮戦争の停戦により、まず中国共産主義者を鴨緑江以北に撤退させた上で、韓国軍が中朝国境まで一気に進駐し、朝鮮全土の統一を狙っていると考えていた。そして、万が一中国やソ連が介入した場合には、相互防衛条約に基づき米軍に韓国を防衛させようとしているという疑念を抱いていた。つまり、韓国が米国との同盟を求めるのは、いわば「火中の栗」を米国に拾わせることに真の狙いがあると疑っていたのである¹⁸。

以上のような李承晩の戦略は、停戦の実現を求めていたアイゼンハワー政権にとって到底受け入れられるものではなく、ダレスは、アイゼンハワーが米国は韓国を見捨てないという趣旨の声明を発表することで収拾を図ろうとする一方¹⁹、韓国側に米国政府は現状では相互防衛条約を締結する意図はないと繰り返して述べている²⁰。

しかし、李承晩は、相互防衛条約の無いまま停戦を実現するという米国の立場に頑なに反対し、非常

手段に訴える。李承晩は米国に対する失望を公にし、「いずれにしろ死ぬのならば、我々は独りでも進むだろう」と述べるなど、韓国だけでも戦争を遂行する意思を宣言し、米国政府を半ば脅迫している²¹。アイゼンハワー政権は、李承晩が突如として無謀な行動をとることを懸念し、ついに米韓安全保障条約の交渉を始めることを決定し、アイゼンハワーは、米国政府が、現在韓国が支配下に置く領域を対象として、米比相互防衛条約や ANZUS と同様の相互防衛条約締結に向けた交渉を開始する用意がある旨伝達することを許可した²²。しかし、米国政府は引き続き、韓国との二国間同盟の締結は望ましいとは考えてなかった。それはアジアの大陸部分の防衛義務を負うと、中国やソ連との全面戦争に米国が巻き込まれてしまうことを懼れていたからである。つまり、韓国との相互防衛条約の締結は、米国にとり停戦合意を得る見返りとしてやむを得ず支払わねばならない代償と考えられたのである²³。

しかし、このような米国政府の提案にもかかわらず、李承晩は米国案の停戦条件が中国の朝鮮半島からの撤退を求めていなかったことを理由に強く反発する²⁴。これは停戦を目的とする米国の立場と朝鮮半島統一を目指す李承晩の戦略の本質的な違いを示すものであった。李承晩の狙いは、米韓相互防衛条約と朝鮮戦争停戦の合意を得た後、共産主義諸国の軍及び国連軍の双方を同時に撤退させ、北朝鮮を攻撃することだったのである²⁵。そして、李承晩は1953年6月に米国と事前に相談することなしに、国連軍キャンプから約25,000人の北朝鮮側の戦争捕虜を解放するという暴挙に出たのである²⁶。

しかし、北朝鮮側の戦争捕虜の無断解放という暴挙にも関わらず、結局李承晩は妥協を余儀なくされる。ロバートソン (Walter Robertson) 国務省極東地域担当国務次官補が同年6月末にソウルに飛び、米韓安全保障条約の交渉を始めると、李承晩は停戦合意の締結前に共産主義中国が撤退することや朝鮮統一の実現といった条件を取り下げている²⁷。そして、朝鮮戦争の停戦が1953年7月に板門店で合意されると、続く8月の初めにダレスがソウルを訪問し、李承晩との間で ANZUS と米比同盟に沿った形で防衛条約を締結することに合意し²⁸、米韓相互防衛条約は1953年10月に署名された。

しかし、条約は署名されたものの、批准書交換までの道のりは、署名までの道のり以上に苦難に満ち

たものであった。李承晩は停戦と安全保障条約の締結には合意したものの、朝鮮全土の統一という究極の目標を完全には諦めてはいなかったからである。実際、1953年8月のダレスとの会談の中で李承晩は、朝鮮半島問題に関する政治的解決に失敗した場合には、朝鮮統一の目的が達成されるまで米国の支援を要請していたし²⁹、アイゼンハワー政権も引き続き、朝鮮半島での戦闘の再開につながりかねない措置を李承晩が一方的にとる可能性を憂慮していた³⁰。したがって、ニクソン (Richard Nixon) 副大統領が李承晩から、事前の告知なしに一方的行動をとらないという約束を1953年11月に取り付けている³¹。

しかし、これでも決着がついたわけではなかった。米韓両政府が1954年1月に条約を批准したにもかかわらず、李承晩が同年3月にアイゼンハワー宛の書簡の中で一方的措置をとるかもしれないと通告したのである。これにより、米政府は予定されていた批准書の交換を即座に延期した³²。アイゼンハワーは、李承晩と韓国国民の悲願である祖国統一を諦めなければならないという辛い立場に同情していたが、妥協しなかった³³。結局、李承晩が諦めるのにさらに8か月を要し、条約の批准書は1954年11月になってようやく交換された。このように、条約は韓国の防衛を米国が約束する一方、同時に李承晩の一方的行動を防止し、コントロールする機能も持っていたのである (Kotch 1983: 259)。

IV. インドシナ問題と東南アジア条約機構 (SEATO) の成立

1953年7月の朝鮮戦争の休戦実現は、アイゼンハワー政権の成果となった一方、休戦によりインドシナで共産主義勢力の攻勢が強まることが懸念されていた。なぜなら、休戦により共産主義中国はそれまで北朝鮮に供給していた武器や弾薬をヴィエトミンに振り向けることが可能になると考えられていたし、中国による直接の侵攻はなかったものの、実際1953年後半からインドシナでは共産主義勢力による圧力の強化は感じられていた (Eisenhower 1963: 338)。そして、1954年2月にベルリン会議でインドシナに関するジュネーブ会議が開催されることになると、同会議を有利に進めるべく、3月以降ヴィエトミンが一層攻勢を強めるようになった (赤木 1991: 150, 159-160)。この共産主義側の攻勢によ

り、仏側の重要な軍事拠点であるディエン・ビエン・フーが危機的状况に陥ると、事態は急展開を見せる。これがいわゆるインドシナ危機である。

このインドシナ危機を契機として、アイゼンハワー政権は、インドシナ問題により積極的に関与するようになる。1954年3月25日のNSCでは、「地域グループ」を結成し、集団行動をとるよう訴えることを決め³⁴、4日後の29日にはダレスが「赤化するアジアの脅威」と題する演説を行い、国際社会に「共同行動」を呼びかけた³⁵。ダレスの目指した「共同行動」の内容は、米政府部内や関係国との話し合いの中で変化し、また曖昧な部分も多く、捉えづらい。しかし、簡潔に述べると、「共同行動」は当初ディエン・ビエン・フーの陥落を防ぐことが意図されていたが、陥落が不可避の情勢となってからは、ジュネーブ会議での仏の立場を強化し、仏がインドシナから撤退し、インドシナを共産主義側に売り渡すことを阻止することが目的となった³⁶。そして、ジュネーブ会議終了後は「共同行動」は、共産主義勢力の更なる拡大には報復するという抑止の意味を持つようになり、「地域グループ」の意味も共産主義側が超えてはならない一線を示すようになったのである³⁷。さらに、ダレスが考えていた「地域グループ」は、恒常的な国際機構や軍事機構の設立ではなく一時的な集団行動であった³⁸。

一方、ラドフォード (Arthur Radford) 統合参謀本部 (JCS) 議長は、迅速な軍事介入の必要性を米政府部内及び英仏軍関係者との協議で訴えている³⁹。しかし、このようなラドフォードの考えに対し、米国の参謀本部内の三軍の参謀長すべてが慎重意見を示し、中でも陸軍参謀長が強硬に反対した⁴⁰。結論として軍事介入の条件は、1) 単独介入を避け、同盟国、特に英国の参加を得る、2) 米国が「植民地勢力」とみなされないよう、インドシナ連邦諸国が独立し、これらの国の軍が積極的に参加する、3) 仏軍が撤退せずにインドシナに留まることの3つを挙げている⁴¹。そして議論の末、「共同行動」の参加国として米、英、仏、豪、NZに加えフィリピン、タイ、インドシナ連合諸国が想定された⁴²。つまり、当初考えられた「共同行動」とは、条件付き軍事介入の可能性を排除しないものの、恒常的な軍事機構の設立を考えていたわけではなかった。

以上のようにアイゼンハワー政権が、軍事介入も排除しない「共同行動」を模索する一方、「共同行動」

のパートナー、中でも特に重要と考えられた英国は慎重な立場を示した。イーデン (Anthony Eden) 外相は、「地域グループ」を組織することは、マラヤや香港の防衛に資すると評価したが、タイミングについては慎重だった⁴³。英国政府にとり重要なのは、植民地であるマラヤや香港の防衛であり、インドシナ問題を武力で解決すること、特に地上兵力の投入には強く反対した⁴⁴。むしろ英国政府は、ジュネーブ会議での交渉を阻害せずに結果を待つ方が良いと考え⁴⁵、ジュネーブ会議が始まる前に「地域グループ」を結成することは、交渉を妨げる虞があり、望ましくないと考えていた⁴⁶。さらに英国政府は、「地域グループ」を結成するならば、米国案のような一時的な集まりではなく、むしろ恒久的な機関の構築を望んでいた⁴⁷。つまり、英国と米国ではインドシナ問題へ対応につき考えが異なったのである。

そして、ジュネーブ会議は、ディエン・ビエン・フーの陥落により仏で政権が交代すると、アイゼンハワー政権にとり望ましくない方向へと進む。同政権は、前年の11月に採択した対中国戦略文書であるNSC166/1に明らかなように、共産主義中国に対して妥協するつもりはなかった。特に、「中国に隣接する地域から西側の兵力が撤退する」ことや、「極東地域に中国共産主義の影響が西側にとって代わる」といった妥協は受け入れられなかった⁴⁸。しかし、結局ジュネーブ協定では、ベトナムを事実上北緯17度線で南北に暫定的に分割し、さらには、仏連邦軍が南に撤退することを余儀なくされたこともあり、紛争当事者は停戦に合意したものの、米政府は協定の当事者となることを拒否した。

ジュネーブ会議が終わりに近づくと、英国政府も「地域グループ」の設立に前向きになったものの、米英間の考えの隔たりは大きかった。1954年7月初めの米英合同研究会で、地域機構設立のための条約素案が検討されたが、米側が地域機構を早急に設立する必要性を訴えたのに対し、英国政府はその必要はないとした。また英国政府は、地域機構を作る場合にはコロンボ会議のメンバーに諮る必要があるとし、さらにインドシナの防衛のために新たに英国軍を派遣するつもりはないことも繰り返し強調した⁴⁹。ダレスは、マニラでの地域機構創設のための会議直前に、英仏は米政府がやろうとすること全てに反対すると露骨に不満を表明している⁵⁰。こうして、米英双方が不満を抱きながらも1954年9月に

東南アジア相互防衛条約（マニラ条約）は調印された⁵¹。

マニラ条約は相互防衛条約とされ、英国はマニラ条約から発展する SEATO を、東南アジア地域安全保障の「中心的機関」とするべく、豪や NZ とともに具体的政策や措置を推進した⁵²。しかし、アイゼンハワー政権は、SEATO に大規模な軍事支援を供与するつもりも、ましてや米軍を駐屯させるつもりもなかった。さらに、NATO のような軍事機構に発展させる気もなかった。条約の目的は共産主義勢力と一線を画すことであり、その線を越えたら他のメンバー国とともに侵攻の源を直接報復攻撃するという意図を示すことだった⁵³。特に、米国の JCS は、条約加盟国が実際に攻撃を受けても、米国の軍事力に制約がある以上、攻撃を受けた国を支援するつもりはないと明言し、むしろ侵略を行った国、つまり中国を直接攻撃することになると述べている⁵⁴。

要するに、朝鮮戦争が休戦に至り、また、ジュネーブ会議の開催が決まると、インドシナで共産主義側の攻勢が強まり、ディエン・ビエン・フーを中心とするインドシナ危機が発生した。アイゼンハワー政権は、軍事介入の可能性も排除せずに「地域グループ」を形成し「共同行動」の可能性を模索する。しかし、結局ジュネーブ会議の結果は、米国にとり望ましいものとはならず、マニラ条約を締結することで更なる共産主義の拡大を抑止することとなったのである。

V. 第一次台湾海峡危機と米華同盟の締結

米韓同盟の場合同様、アイゼンハワー政権は米華同盟の締結に消極的であった一方、国府は積極的で、アイゼンハワー政権の成立早々、米側に相互防衛条約締結の可能性につき打診している。国務長官のダレスは、慎重な検討が必要であるとして断ったものの⁵⁵、1953年10月に米韓相互防衛条約が調印されると、国府は条約の締結を求めて外交努力を活発化させる。そして、中華民国の葉公超（George Yeh）外務大臣が米華安全保障条約草案を同年12月に米国側に送付し⁵⁶、翌年2月にも条約締結を要請した⁵⁷。これを受けて、米國務省も以前より積極的に検討を始めた⁵⁸。

しかし、ダレスは慎重であった。ロバートソン極東担当次官補からの度重なる進言にもかかわらず、

ダレスは条約の交渉を開始することを認めず⁵⁹、検討を開始するまでにさらに半年以上が経過した。なぜダレスは、米華間の安保条約の交渉開始を認めなかったのか。米国の公文書は、ダレスが相互防衛条約の締結により、共産主義中国ひいてはソ連との戦争に巻き込まれることを懼れていたことを示している。韓国の李承晩が朝鮮半島統一を望んでいたように、蒋介石が大陸に侵攻し、中国を統一するという野心を持っていたことは、米国政府関係者の間によく知られていた⁶⁰。しかし、アイゼンハワー政権は、蒋介石の大陸侵攻には消極的であった。共産主義中国に対する政策文書である NSC166/1 は、「必要かつ実行可能であれば、武力行使により共産主義中国の更なる領土侵攻や拡大を防止する用意がある」としつつも、「米国の軍事力を用いて共産主義政権を転覆もしくは転換すること」や「国府が米軍の支援を受け、武力で共産主義中国の転覆を企てること」は受け入れ難く、基本的に「戦争に至らない手段で、アジアでの共産主義中国の力や地位を減じること」を米国の方針としている⁶¹。特に、共産主義中国を攻撃すれば、中国と同盟関係にあるソ連との戦争にも米国が巻き込まれることは十分予測できた。ダレスは、米国政府が国府による大陸への反攻に巻き込まれることは望んでおらず、相互防衛条約締結によりこうした「巻き込まれ」の危険が大きくなることを懸念している旨国府側に伝えている⁶²。

しかし、朝鮮戦争が休戦となり、また、インドシナ問題が和平に向けて進むと、今度は共産主義中国による国府への攻撃が激しくなった。人民解放軍は1954年5月以降厦門沖の金門島を含む島嶼帯の占領を開始し⁶³、インドシナ問題に関するジュネーブ会議の終了後まもなく台湾島の解放を訴えるプロパガンダも展開している⁶⁴。さらに、同年9月には金門島に激しい砲撃を始めるなど、状況は悪化した⁶⁵。

こうした情勢の変化により、相互防衛条約締結に対する国府側の姿勢にも変化が見られる。それまでアイゼンハワー政権は、国府が共産主義中国に対して攻撃を仕掛けないよう約束を取り付けようとしていたものの、国府は消極的であった⁶⁶。しかし、台湾海峡での共産側の攻撃に直面すると、それまでの方針を転換し、国府は米国と事前に協議することなしに、中国大陸に対するいかなる軍事作戦も一方的に実施することはないことを初めて約束したのであった⁶⁷。

こうして、ようやく米国政府と国府との相互防衛条約の交渉が始まった⁶⁸。そして、1954年11月から9回の交渉を経て、同年12月2日に米華相互防衛条約が署名され、翌年の3月に批准へと至った。同時に、アイゼンハワー政権は、共産主義者による報復を惹起するような攻撃的な行動を国府は決してとらない旨国府側からの公式な保証を得ている⁶⁹。このように、米華同盟は米韓同盟の場合と同様、米国が中華民国の防衛を約束する一方で、蒋介石の行動をコントロールし、国府軍による一方的な中国大陸に対する反抗を抑止し、米国が中国との戦争に巻き込まれることを防ぐ、政治的な意味を持っていたのであった。

VI. 相互の関連—朝鮮戦争、台湾海峡問題、そしてインドシナ紛争—

アイゼンハワー政権は、成立当初から共産主義中国と朝鮮半島、台湾海峡そしてインドシナの3方面で対峙していたが、この3方面の情勢は相互に密接に関連していた。そして、アイゼンハワー自身も、朝鮮戦争がインドシナでの戦闘や中華民国と共産主義中国の間の紛争と関連していることを十分認識し、就任当初の一般教書演説でも言及していた (Eisenhower 1963: 167)⁷⁰。具体的には、アイゼンハワー政権が台湾海峡に展開していた第七艦隊に対する指令を変更したのは、共産主義者たちに軍事的にも心理的にも圧力をかけることで、朝鮮戦争を停戦に向かわせるためであったし、また、朝鮮戦争の停戦により、インドシナでの戦闘が激しくなることも予測し、実際、朝鮮戦争休戦後のインドシナで共産主義勢力による攻勢は激しさを増したことは既述の通りである。

加えて、インドシナ問題に対しては、韓国の兵力を用いることも考えられていた。具体的には、李承晩が1954年春のインドシナ危機に際して韓国軍1個師団をインドシナに派遣することを申し出ている。この時、アイゼンハワー政権はこの申し出を丁重に断っているが⁷¹、一時ダレスやラドフォードはこの韓国軍のインドシナ派遣を再度検討し、後者は「白人」ではなくアジア人兵士を派遣することの意義を評価している⁷²。

そして、3地域の相互関連性がよく表れたのが、アイゼンハワー政権が台湾島とその周辺地域を「特別な聖域」として価値を見出していたことである。

1953年11月に策定された中華民国に関する政策文書であるNSC146/2では、軍事分析の中で、「台湾島とその周辺地域は米国の防衛島嶼ラインの一部を構成する」「極めて重要な」位置を占めており、「インドシナであからさまに共産主義中国が侵攻した場合や朝鮮半島で戦闘が再開した場合には、台湾島の国府軍が中国で広範なゲリラ作戦や大陸反攻を行える唯一の人的資源である」としている。その上で、「米国の国益に反する攻撃作戦は行わないという国府の約束がある限り、国府との軍事計画の協調を継続し、極東地域での米国の軍事戦略全体につき、国民党の最大の協力を得る」こととしている⁷³。実際、インドシナ紛争との関連でもダレスやニクソンは、蒋介石の国民党軍に中国大陸を攻撃させる「かく乱戦術」で、共産主義中国の東南アジアへの浸透を遅らせる可能性に言及している⁷⁴。これが、台湾とその周辺地域が「特別な聖域」と呼ばれた理由である。つまり、アイゼンハワー政権は、国府が米国の意に反して一方的に攻撃を仕掛けることには反対したけれども、朝鮮戦争とインドシナ紛争が同時に進む中、共産主義中国が朝鮮半島やインドシナに攻撃を仕掛けるのであれば、逆に国府軍を活用して攻撃を仕掛け、中国へ軍事的圧力をかける可能性は排除しなかったのである⁷⁵。

このように、朝鮮戦争、国府と共産主義中国との戦争、インドシナ紛争は相互に関係しており、アイゼンハワー政権もこの相関関係を十分認識していた。したがって、朝鮮半島、台湾海峡そしてインドシナ地域に対して個別に対処するのではなく、極東地域全体を一つの対象として包括的に捉えて対処することを考えたとしても不思議ではなかったのである。こうして包括的な極東戦略の策定が再び始まったのが1954年春だったのである。

VII. 包括的極東政策 NSC5416 の策定

アイゼンハワー政権は、就任後間もなく包括的な極東政策であるNSC148を策定しようとしたものの、安全保障と健全な財政の確保という二重の目標を実現できず、同文書の検討が延期されたことは、既述の通りである。しかし、政権発足後1年が過ぎた1954年春に再び、JCSが中心となり、包括的な極東政策を提案したのである。

JCSは、「極東における軍事力強化のための米国

の戦略」と題する戦略文書 NSC5416 を起案している。この文書は、中華民国への対応を検討した際に、個々の地域や国に対応するのではなく、どの程度予算を投じるかを含め極東地域全体に関する政策をまずは策定すべきであるというウィルソン (Charles Wilson) 国防長官の進言をもとに立案された⁷⁶。つまり、これは二重の要請を両立させることができなかった NSC148 の問題点を克服すべく、立案されたものと言えるかもしれない。

同文書は、「極東の非共産主義諸国の軍事力を統合することで、米国の負担を増やすことなく」極東の防衛を実現することを目指していた。具体的には、「長期的目標として、米国と他の西欧諸国が参加する単一の地域安全保障機構を設立し、極東の非共産主義国の軍事力を統合する組織を作り、これを米国等の機動力で補う」ことを提起している⁷⁷。中でも、日本、韓国、中華民国の再軍備に重点を置き、これらの国が自国の防衛のみならず、極東地域全体の防衛に貢献することを提案している。特に、日本の再軍備に重点を置いている点は注目に値し、「日本の軍事力を立て直すことは、極東地域で非共産圏の力の優越を確立する上で基礎となるものである」として、まず、「日本が自国の防衛のみならず、近い将来極東地域の集団防衛に貢献するよう日本の軍事力を強化する」ことを求めている。同様に、「韓国及び中華民国の兵力増強を支援し」、さらに、「再軍備した日本が地域の共同防衛の要として受け入れられるよう尽力し」、最終的には「極東地域の包括的で団結した安全保障システムとなる」よう、既存の二国間及び多国間同盟の協力や計画の調整を向上させるとしている⁷⁸。

このように、北東アジアにある米国の同盟国、中でも日本の軍事力を強化し、兵力を統合して活用する一方、米国の負担を増やさずに極東地域の防衛を実現しようとする発想は、極東地域での安全保障の確保と財政規律の維持の両立というアイゼンハワー政権の基本政策と軌を一にする。既述の通り、ニュールック戦略は核兵器による大量報復戦略のみならず、米国の軍事負担を緩和するために同盟国の役割を強化し、同盟国の軍事力、特に地上兵力を動員することを求めた。ニュールック戦略では、「将来の極東地域での包括的な安全保障システムの発展⁷⁹」も念頭に置きつつ、日本を極東地域での「主要な力の要素」と考え、日本の再軍備は同地域の軍事力を強化

する上で必要とされたのである⁸⁰。そして、ニュールック戦略をもとに策定された JCS2101/113 という軍事計画文書で、リッジウェイ (Matthew Ridgway) 陸軍参謀長は、同文書を承認する条件として 1957 年までに陸上自衛隊が一定程度極東防衛の負担をするようになることを求めている (Watson 1998: 34)⁸¹。これは米国とその同盟国との間の負担分担、特に極東地域では日本の再軍備がニュールック戦略の 1 つの重要な鍵となっていたことを示している。つまり、アイゼンハワー政権の軍高官特に JCS は、安全保障の確保と健全な財政の維持が特に困難であった極東地域で、その両立を実現するために、北東アジアの同盟国の軍事力を活用した集団防衛を実現することを意図して、中長期的に包括的な単一の同盟システムを構築することを支持したと考えられるのである⁸²。

VIII. NSC5429 シリーズの策定と西太平洋集団防衛システム

ところが NSC5416 は、1954 年春のインドシナ危機により、検討が一旦中止される。しかし、インドシナ危機が進行し、後に SEATO へとつながる東南アジアの「地域グループ」の結成を検討する過程で、中華民国、韓国そして日本が有する軍事面での潜在能力の高さとこれら 3 国を含んだ多国間同盟の重要性が、アイゼンハワー政権の軍や外交関係者の間で改めて認識されるようになったのは興味深い。そして、1954 年夏以降、極東地域での安全保障問題をもう一度新鮮な目で見直し、北東アジア諸国を含む包括的な集団防衛システムを構築する可能性が、検討される⁸³。具体的には、1954 年 6 月から 7 月にかけて、在韓国米国大使が、米英仏に加え豪、ニュージーランド (NZ)、韓国、日本、フィリピン、そしてタイをメンバーとし、インドシナ及び東南アジアの防衛に加え、アジアの自由主義諸国間の団結を高めることを目的とした多国間同盟を形成する提案をし⁸⁴、また、極東司令官や JCS が、潜在能力の高い日本、韓国、中華民国、そしてフィリピンも含めた北東アジア同盟の構築を提唱している⁸⁵。さらに、國務省関係者は英国、豪やニュージーランドの外交官と「北太平洋条約機構」の可能性を検討し⁸⁶、また、東南アジアでの「地域グループ」のあり方を検討した米英合同研究会でも、中華民国、韓国、日本の 3 カ国がマニラ条約に参加する可能性につき検討がなさ

れた。ここで興味深いのは、アイゼンハワー政権が、既述の通り SEATO を含む東南アジア防衛のために米軍の常駐を含む軍事的コミットメントを与えることには慎重であったにも関わらず、SEATO の拡大には関心を持っていたことである。これは中華民国と韓国が質の高い大規模な軍隊を保有し、中長期的には東南アジアの防衛に大きな貢献ができると考えたからであり⁸⁷、ウィルソン国防長官も、「マニラ条約の交渉で、軍事的に高い潜在能力を有する日本、韓国そして中華民国が、将来的に希望に応じて参加できるようにすべきである」と主張している⁸⁸。さらに、ダレス自身も 1954 年 8 月に、日本、韓国そして中華民国からなる相互安全保障同盟の可能性に言及するなど⁸⁹、包括的な多国間同盟構築の機運が高まったのである。こうした提案の背景には、インドシナ危機で仏連邦軍が劣勢になり、英国もインドシナ防衛への貢献には消極的な中、極東地域の安全保障に実際に貢献ができるのは、韓国、中華民国、日本といった北東アジア諸国であることが再認識されたという事情があったのである。さらには、既述の通り、アイゼンハワー政権が、財政的制約から同地域の防衛に大きな軍事的コミットメントを与えることができないという事情もあった。つまり、SEATO 拡大は、米国政府が財政的制約に直面する中、東南アジア防衛を日本や韓国や国府といった北東アジア諸国の軍事貢献も含め、より包括的な枠組みで構想しなおすという意味も持っていたのである。

このように北東アジア諸国の有する潜在的な能力に対する関心が高まるにつれ、アイゼンハワー政権は、極東地域全体を対象とする包括的戦略を見直すプロセスを再開した。具体的には、NSC5429 という米国の極東政策案を 1954 年 8 月に立案し、同文書は二度の改訂を経て NSC5429/2 となる。同文書はその前文で日本の戦略的重要性を強調し、「東南アジアを失えば西太平洋地域の島嶼列島帯で鍵となる日本を危機にさらすことになる」と述べている。そして、行動指針ではまず、共産主義中国に対する方針として、「太平洋地域の非共産主義諸国の政治的、経済的及び軍事的な力を発展させる努力を強化すること、特に日本の軍事力を、まずは自国の防衛を果たし、そしてやがては極東地域の集団防衛に貢献できるよう着実に強化する」ことが挙げられている。次に島嶼列島帯に対する方針として、まず「日本とフィリピンの軍事力を増強し、韓国と中華民国の既

存の軍事力の質を向上させ」、次に「フィリピン、日本、中華民国、韓国が参加し、究極的には東南アジアの安全保障機構や ANZUS とも連結した西太平洋集団防衛システムの形成を可能にする状況を促し、参加する準備を整える」よう提案している⁹⁰。つまり、NSC5429/2 は、日本を中心とした非共産主義諸国の軍事力を増強し、これらの国からなる安全保障システムを構築し、共産主義中国に対抗するとしているのである。そして、1954 年 8 月の NSC 会議の場でダレス国務長官が「西太平洋の防衛システムを構築することは容易ではない」と述べつつも⁹¹、集団防衛システムを構築する点は維持されたのである。

Ⅷ. 対日政策の見直しと西太平洋集団防衛システム

しかし、NSC5429/2 が NSC5429/3 に改訂される過程で重要な変化が見られる。アジアの非共産主義諸国、中でも日本に対する軍事貢献の期待が弱められたのである。具体的に、NSC5429/3 では、「アジアの非共産主義国の間に存在する根深い対立や異なる国益により対立しており」、相互の協力が難しいという認識を新たに示した上で⁹²、NSC5429/2 の行動指針にあった「フィリピン、日本、中華民国、大韓民国が参加し、究極的には東南アジアの安全保障機構や ANZUS とも連携した西太平洋集団防衛システムをできるだけ速やかに形成するために必要な条件を整え、同システムに参加する」という部分は維持されたものの、「太平洋地域の非共産主義諸国の政治的、経済的及び軍事的な力を発展させる努力を強化すること、特に日本の軍事力を、まずは自国の防衛を果たし、そしてやがては極東地域の集団防衛に貢献できる程度まで強化する」、さらには、「まず日本とフィリピンの軍事力を増強し、韓国と中華民国の軍事力の質を向上させる」という二つの文言が同文書から削除されたのである。その代わりに同文書は「非共産主義諸国、特に日本とインドの安定、そして共産主義の拡大に対抗する能力と意思を高める努力を強化する」ことを提案するに留まっている。そして、これらの修正は最終的に NSC5429/5 で承認され、採択された⁹³。つまり、NSC5429/2 から NSC5429/3 への改訂の中で、日本を中心とする極東地域の非共産主義諸国が防衛面で果たす役割に対するアイゼンハワー政権の期待が後退したのである。

そして、アイゼンハワー政権がその期待を後退さ

せたのは、既存研究も指摘するように、NSC5429、NSC5429/1そしてNSC5429/2が策定された1954年8月から、NSC5429/3が策定され承認された同年11月にかけて行われた、対日政策の見直しが関係している(植村1995年:210-211)。サンフランシスコ講和条約締結後1954年半ば過ぎまで、米国政府は、日本が再軍備に積極的に取り組むよう促していた。実際、トルーマン政権が講和条約を締結した後の対日基本政策文書であるNSC125/2は、日本がまずは「自衛手段」を、次に「太平洋地域の他の自由主義国の防衛に貢献する能力」を持つよう支援し、初期段階として「10個師団の陸軍力と適切な空海軍力」を目指すとした⁹⁴。そして、アイゼンハワー政権になった1953年6月にも、「憲法の制約」や「日本の消極的姿勢」により、「現在の(再軍備の)ペースでは1954年6月までに10個師団の防衛力を整備することはできない」としつつも、基本的にはNSC125/2の基本線を引き継ぎ「JCSが適当と考える防衛力の水準に達するよう日本政府を支援する」とし、日本の再軍備を継続することを確認している⁹⁵。つまり、日本の再軍備を積極的に進めることがトルーマン政権及び初期のアイゼンハワー政権の一貫した基本方針だったのである。したがって、1954年夏の時点で極東戦略の見直しに着手した時点では、アイゼンハワー政権は極東防衛に日本を含む非共産主義諸国の軍事力を活用する集団防衛システムを構築することを長期的目標とすることも考えていたのである。

その一方で、1954年9月以降、在日米国大使館が中心となり、対日政策の抜本的見直しを始めている。同年8月に将来の日本のリーダーと期待された池田勇人自由民主党幹事長が、米国の対インドシナ政策を批判し、「巻き返し政策」は失敗に終わったと公的な場で発言し⁹⁶、アリソン(John Allison)駐日大使の逆鱗に触れた。同大使は「日本政府は自らを米国の同盟国やパートナーとは考えておらず…(中略)…最小限の負担で対米関係からできうる限りの利を得ようとしている」と厳しく批判した⁹⁷。より深刻な問題だったのは、わずかに数か月前に合意した日米間の防衛費分担に関する約束を、日本政府が一方的に反故にし、米国側に何の相談もなく防衛予算を含む予算を10パーセント削減したことであった⁹⁸。このような日本政府の背信行為もあって、アリソンは対日政策の抜本的な見直しを進言したのだった⁹⁹。具体的には、対日軍事支援プログラムの

制限、米国極東軍司令部の日本からの移転、そして在日米軍の撤退などが含まれていた¹⁰⁰。この見直しは、米国極東軍司令部とともに行われ、それまでの対日政策が「日本人の国民精神の回復」や再軍備に偏っているとし、まずは日本の政治の安定を優先させる支援を行うべきであるとする報告書案が策定された¹⁰¹。つまり、この見直しを通じてアイゼンハワー政権の日本の再軍備に対する期待値が下げられたのであった。1954年9月のNSCの場で、ダレスは「日本の再軍備の見直しを下げなければならないかもしれない」と述べ¹⁰²、また10月にNSC5429/2につき議論した際にも、「これまで日本の軍事的貢献を求め過ぎた」と同様の見解を繰り返している¹⁰³。

このような米国の対日政策の変化が、NSC5429/2からNSC5429/3にかけて日本を中心とする極東地域の自由主義諸国の軍事的貢献に関する記述が弱められる結果につながったと考えてよい。アイゼンハワー政権の軍関係者は引き続き、日本を再軍備し極東防衛に対する日本の潜在的軍事力を活用するという期待を下げるべきでないと言ったもの¹⁰⁴、アジアの非共産主義国家による軍事貢献に関する記述がNSC5429/3では弱められたことは、ダレスを中心とする國務省の考え方が支持を得た証左であろう。NSC5429/3は改訂の後NSC5429/5として採択されたが、自由主義諸国の貢献に関する記述は変わっていない。「フィリピン、日本、中華民国、大韓民国が参加し、究極的には東南アジアの安全保障機構やANZUSとも連携した西太平洋集団防衛システムの形成を促す」という目的は維持されたものの、アジアの非共産主義国家、特に日本による軍事貢献の部分は弱められたままであった¹⁰⁵。そして、おそらく「ヴァン・フリート調査団報告書」が、アイゼンハワー政権下で、アジア太平洋地域の集団防衛システムの構築を積極的に訴えた最後の試みではないか。同報告書は、共産主義による攻撃に対抗するために、日本、韓国、中華民国の防衛力を強化した上で、NATOのような東アジアの安全保障機構を設立し、太平洋地域にある米軍の指揮の下、単一の指令組織に統合することを提言した¹⁰⁶。しかし、この報告書は1954年10月にNSC会議の場に提出されたもののほとんど議論されなかったことは¹⁰⁷、すでに政権の方向性とは異なっていたことを示している。NSC5429/5は、1959年9月に策定された米国の極東政策文書NSC5913/1に取って代わられるまで5

年近くアイゼンハワー政策の極東政策の指針となったが¹⁰⁸、1955年以降アイゼンハワー政権がアジア太平洋地域の包括的な集団防衛措置について議論した形跡は見られない。

その後時間の経過とともに、アジア太平洋地域の集団防衛システムへの関心は薄れていく。NSC5913/1では、米国の同盟システムについては、「西太平洋地域でのSEATOやANZUSといった多国間の防衛条約及び韓国、中華民国、日本そしてフィリピンと二国間の防衛取決めを強化し、極東地域の同盟国と友好国の間で共通の目的が幅広く理解されるよう努める」に留まっており、集団防衛システムの構築を求める文言はもはや見られない¹⁰⁹。

ただし、興味深いのは、西太平洋集団防衛措置の構築は、NSC5913/1からは落とされているものの、米国の中華民国及び韓国に対する基本政策文書では依然として政策目標として掲げられていた点である。米国の中華民国に対する基本政策文書であり、1955年1月に採択されたNSC5503と1957年10月に採択されたNSC5723では、「米国、フィリピン、日本、大韓民国からなり、究極的にはマニラ条約とANZUSとも連結した単一の西太平洋集団防衛措置に、国府が参加できる条件を整える」ことを目的としている¹¹⁰。また米国の韓国に対する基本政策文書であり、1955年2月に採択されたNSC5514及び1957年8月に採択されたNSC5702/2でも米国が「フィリピン、日本、中華民国、韓国からなり、究極的にはANZUSとSEATOも連結する単一の西太平洋集団防衛措置を構築し、参加する」ことを目的としている¹¹¹。さらに対日基本政策文書であるNSC5516/1でも「太平洋地域に貢献する意思と能力を備えた日本」、そして「相互安全保障と経済的利益の目的のために、太平洋地域でのシステムに日本を含むこと」を政策目標としており、曖昧ながらも日本の太平洋地域の相互安全保障措置への参加の可能性が看とれる¹¹²。つまり、これらはアイゼンハワー政権が1955年以降も、中華民国、韓国及び日本が参加する極東地域の多国間の集団防衛システムを構築することに関心を持ち、完全には諦めていなかったことを示しているのかもしれない。

X. 分析

このようにアイゼンハワー政権は、米韓同盟、米

華同盟そしてSEATOを設立し、かつ、トルーマン政権下で構築された3つの同盟（日米同盟、米比同盟そしてANZUS）を包括する集団防衛システムを構想したものの、結局は実現に至らなかった。

アイゼンハワー政権は、健全な財政を維持しつつ、同時に安全保障も確保するという二重の目的を持っていたが、極東地域では実現することが特に難しかった。そこで、同政権のJCSが考えたのは、特に潜在的な能力が高いと考えられた日本、韓国、中華民国の防衛力を強化し統合したうえで、極東地域全体の安全保障の維持のために活用することであり、これは既述の通り、NSC5416やその後のNSC5429、NSC5429/1、NSC5429/2に反映された。極東地域の同盟国の軍事力、特に陸軍力を発展させ、これを統合した上で活用し、米国の関与は空海軍力にとどめ、米国政府の負担をできるだけ低く抑えようとする戦略は、ニュールックに現れた同政権の基本原則と軌を一にするものであった。さらに、1955年に採択されたNSC5503及びNSC5514、さらには1957年に採択されたNSC5702/2及びNSC5723といった国府や韓国に対する基本政策文書でも西太平洋集団防衛システムの構築に言及している。つまり、少なくとも1957年まで、集団防衛システム構築の可能性を残していたのである。それにもかかわらず、結局極東地域の包括的な集団防衛システムは実現に至らなかったのはなぜか。これまで見てきた同盟形成プロセスから、特に2つの要因、「日本政府の再軍備に対する消極的姿勢」と「韓国と中華民国の反共主義」に注目して検討する。

1. 日本の再軍備に対する消極的態度

NSC5429/2がNSC5429/3に改訂される中で、極東地域の非共産主義諸国が同地域の安全保障に貢献することを期待する部分が削除されたこと、そして、この期待の低下に当時の日本政府の言動が影響を与えたことは、既述した通りである。したがって、極東地域の包括的な集団防衛システムが実現しなかった一つの要因として、日本の再軍備に対する消極的姿勢を挙げるができるだろう。

しかし、アイゼンハワー政権は、極東地域の自由主義諸国が十分な防衛力を整えることに対する期待を下げた後も、極東地域に安全保障システムを構築するという目標を掲げており、それは包括的な対極東政策文書であるNSC5429シリーズや、中華民国に対する基

本政策である NSC5441、NSC5514、NSC5702/2、そして、韓国に対する基本政策文書である NSC5503、NSC5723 に記されていたことは、既述した通りである。したがって、極東地域の自由主義諸国の防衛力、特に日本の再軍備の水準に関わらず、同政権は同地域に単一の安全保障システムを整えることを目指していたと考えるのが合理的であろう。

しかし、アイゼンハワー政権が望んだにもかかわらず、結局は同地域に単一の安全保障システムが実現することはなかったこと、また、集団防衛システムには中心となる軍事力が必要であることを踏まえると、日本の再軍備の見通しを下げざるを得なかったことがどの程度集団防衛システムの構築に影響したかにつき、より詳細な検討を行う必要はあるものの、軍事力を統合した多国間の集団防衛の機構が発達しなかったことと関連があると考えるのは決定的外れとは言えないだろう。特に、NSC162/2 や ニュールック戦略を実現するための軍事戦略文書として策定された JCS2101/113 は、アイゼンハワー政権の基本原則である財政の健全化を実現しつつ安全保障を確保するための前提として、日本の再軍備を位置づけていたのである¹¹³。そして、実際、同政権の軍関係者が日本の再軍備にかけていた期待は大きかった。1953年12月の時点で JCS が、日本政府が国家保安隊を15個師団348,000人、海上保安隊の艦艇を177隻、そして航空保安隊を36飛行中隊の軍備を整えることを期待して、計画を進めていたにもかかわらず、実際に配備された自衛隊の兵力水準が約半分程度であったことを鑑みれば、日本の再軍備の水準の引き下げは、影響が大きかったことが容易に推測できる (Watson 1998: 273; 植村:199-205)。

2. 台湾と韓国の反共主義

アイゼンハワー政権は、朝鮮戦争の休戦、インドシナ和平、台湾海峡の紛争が大規模な戦争に発展しないように慎重に対応し、極東地域にある程度の安定を回復したものの、極東の安全保障環境は依然として不安定であった。特に、これまで朝鮮戦争により極東地域に展開されていた多くの米軍を徐々に撤退し、負担を軽減することを考えており¹¹⁴、その代わりに、日本に加え韓国と中華民国に対して軍事的貢献を期待していた。北東アジア諸国の軍事的な潜在能力の高さは、NSC5416でも述べられていたし、インドシナ危機が進行する中で改めて認識されたの

は、既述の通りである。

実際、1953年初めの時点で、国府軍は28個の歩兵師団、86隻の艦艇、25飛行中隊、そして陸軍37万5千人を含む合計で478,400人の兵力を有しており、JCSは1954年以降も相互軍事援助(MDA)を通じて、国府軍の再編や質の向上を図ることを計画していた。また、韓国の軍備についてもアイゼンハワーは引き上げを認め、1953年5月に陸軍を最大で20個師団65万5千人、海軍1万人、海兵隊23,500人、空軍9千人と定めている (Watson 1998: 233, 257)。そして、日本に対する軍事的貢献の期待も大きかったことは、前述の通りである。このように、アイゼンハワー政権は、中華民国、韓国、日本が大規模な兵力を備え、極東地域の安全保障に貢献することを期待していたのである。

しかし、その一方で、中華民国と韓国を集団防衛措置のメンバーとして、かつ、極東地域の安全保障に貢献させるには、幾つかの障害があった。まず、中華民国と韓国はアジアで「反共」の立場をとっていたが、これは、共産主義ではないが「反共」でもない「非共産主義」を掲げ、むしろ東西両陣営から距離をとり第三の勢力として政治的に大きな役割を積極的に果たそうとするインドやインドネシアといった中立グループの立場とは異なっていた。そして、アイゼンハワー政権はアジア太平洋地域で集団防衛措置を促進すべく「反共」諸国と協力することが、むしろ中立グループである「非共産主義」諸国を遠ざけてしまうことを懼れていたのである¹¹⁵。

さらに、地域防衛同盟機構のメンバーとするには、中華民国に問題が多く、中でも、太平洋諸国の中に中華民国をそもそも承認していない国が存在すること、そして、国府の実効性に疑問符が付けられていたこと、さらには中華民国の最終的な目標が共産主義中国から台湾とその周辺を防衛するだけでなく、武力を行使してでも中国全土を統一することにある点は、大陸での紛争に巻き込まれることを懼れる他の非共産主義諸国にとって大きな問題であった¹¹⁶。この点については、韓国についても同様である。韓国政府関係者、中でも李承晩にとって朝鮮半島統一が悲願であったことは既述の通りである。万が一、韓国政府が統一を目指して侵攻を始めれば、中国ひいてはソ連との世界戦争となり、集団防衛システムに参加する他のメンバーも巻き込まれてしまうことになる。つまり、中華民国や韓国が統一を望む以上、

あくまで地域の安定を優先する他の西欧諸国や非共産主義諸国は、両国と同盟関係に入ることは望まなかったのである。

要するに、米国は潜在能力の高かった日本、韓国、そして中華民国の防衛力を高め、その力を自国の防衛のみならず極東地域全体の安全保障に貢献するよう、包括的な集団防衛システムの設立を考えていた。しかし、日本は極東地域の安全保障に貢献するどころか、自衛のための防衛力を整備することにも慎重であったし、韓国や中華民国は極東地域の安全保障に貢献することには反対しなかったものの、それぞれ朝鮮半島の統一や中国の統一といった極東地域の安定に反する目的を持っており、西欧諸国や地域の非共産主義国を遠ざけてしまった。そして、米国政府がそうした西欧諸国や非共産主義国からの協力や支援がないまま単独で中国との戦争に突入することを深く懸念していたことは、朝鮮戦争で国連軍を結成し、インドシナ紛争でも「共同行動」を提唱したことからも明らかであったし、第一次台湾海峡危機でも同様であった¹¹⁷。こうしたことが、極東地域の集団防衛措置の発展を妨げた要因として考えられるのである。

XI. おわりに

本稿は、アイゼンハワー政権初期の極東地域に対する政策を、特に同盟形成プロセスに焦点を当てた研究結果の概要である。アイゼンハワーが政権に就いた時、軍事費が大幅に膨らむ一方で、極東地域では朝鮮戦争、インドシナ紛争、そして台湾海峡問題などの危機に直面していた。これに対し、同政権は財政の健全化と安全保障を両立させるべく、極東地域では、まず朝鮮戦争の休戦を実現し、次に、インドシナ紛争に「共同行動」で臨み、必ずしも満足な結果ではなかったもののインドシナ和平を黙認し、台湾海峡の危機に臨んでも自制した対応をとった。この過程で、米韓同盟、東南アジア条約機構(SEATO)そして米華同盟が成立しており、米国は米韓同盟を休戦を得る代償として、また、李承晩が一方的な行動に出ないようにコントロールするために締結した。同様に米華同盟も、蒋介石が米国の事前の同意なく大陸反攻を行わないよう抑制するために締結された¹¹⁸。さらに、SEATOはインドシナ和平後、これ以上の共産主義中国のインドシナ及び東南アジ

ア地域への拡張を抑止するため結成されたと言えよう。

同時に、アイゼンハワー政権は、日米、米比、米韓、米華の各二国間同盟、ANZUS、とSEATOを連結した西太平洋地域の包括的で単一の集団防衛措置を検討したものの、結局は実現に至らなかった。本研究ではその要因を、日本の再軍備に対する消極的態度、韓国や中華民国の強い反共姿勢などと関連していたことを一定程度示せたのではないか。つまり、多国間の集団防衛同盟が成立するためには、米国のみならず日本のように比較的国力の大きい主要国が軍事面でも積極的に貢献すること、また、米国政府と、韓国や中華民国の政策目標の違い、また対中国政策に関する米国と英国や豪、NZの政策的相違といったような関係国の利害の不一致がないことが重要なものかもしれない。こうした日本の消極的な姿勢や利害の不一致があったため、単一の多国間集団防衛同盟ではなくハブ・アンド・スポークス・システムが発達したと言えるのかもしれない。

しかし、これらの要因がどの程度一般性を持つかを、今後は明らかにする必要がある。そうすることで、より一般的な多国間の集団防衛同盟の成立要件を明らかにできる。具体的には、例えばトルーマン政権は、集団防衛の性質を持った太平洋条約を検討したものの、結局成立には至らなかったが、こうした太平洋条約のケースと比較分析すること、また、地域は異なるものの集団防衛同盟であるNATOが成立したケースと比較分析することは有効であろう。なぜならこうした集団防衛同盟に関するケース・スタディを重ねることで、より説得力のある要因を抽出し、一般化することが期待できるからである。こうした比較分析を今後の検討課題とすることとし、一般的な多国間の集団防衛同盟の成立要件を明らかにしたい。さらに、本論文ではアジア太平洋地域で米国を中心とした同盟システムが発展する中で、日本による過去の侵略という「歴史問題」が果たした同盟形成にどのような影響を与えたかについては十分な検討はできなかったが、この点はNATOにおけるドイツの「歴史問題」とも重なる点であり、アジア太平洋地域と大西洋地域での同盟形成プロセスの違いを検討することは有意義と考えられるので、今後の検討課題としたい。

注

- 1 集団防衛同盟とは簡潔に述べると、ある加盟国が他の加盟国の安全保障をまるで自らの安全保障であるかのように考え、加盟国の一国が脅威に晒された場合に加盟国が一致して協力し、同盟国を守るというシステムである。具体的には1) 同盟の対象となる脅威が特定され、2) 有事の場合、同盟国を守り脅威を撃退する戦略や作戦計画が準備され、かつそれが同盟国間で共有され、3) 同盟国が提供する軍隊を束ねる最高司令官が平時から任命され、かつ単一の指揮命令系統が構築され、4) 最高司令官の指揮下に加盟国軍隊が統合されている同盟のことである (Nishida 2009: 46-49)。
- 2 西太平洋の安全保障システムにつき、日本の再軍備との関連で触れたもの (植村 1995)、米韓同盟との関連で触れたもの (阪田 2005) がある。
- 3 NSC149/2 *Foreign Relations of the United States* (以下、*FRUS*と略す。), 1952-1954, II, pt. 1, 307.
- 4 NSC162/2, Oct. 30, 1953, *ibid.*, 582, 591.
- 5 Editorial Note, *ibid.*, 609.
- 6 NSC162/2, Oct. 30, 1953, *ibid.*, pt. 1, 591.
- 7 United States Policies in the Far East, April 6, 1953, *FRUS* 1952-1954, XII, pt. 1, 287-288, 290.
- 8 Memorandum of Discussion at the 139th NSC Meeting, April 8, 1953, *ibid.*, 298-300.
- 9 Memorandum of Conversation by Allison, Feb. 2, 1953, *FRUS* 1952-1954, XIV, pt. 1, 137.
- 10 Message From the President to the Congress, Feb. 2, 1953, *ibid.*, 140.
- 11 Memorandum by McCounaughy, Jan. 30, 1953, *ibid.*, 133.
- 12 米華同盟の研究者であるアクシネリも (Robert Accinelli) この変更が共産主義中国指導者の思考に影響を与えたと主張している (Accinelli 1996: 115) を参照。
- 13 ダレスは後に ANZUS の会合で第七艦隊への指令の変更がどのように停戦交渉へとつながったかを詳細に説明している。United States Minutes of the Second Meeting, ANZUS Council: First Session, Sept. 9, 1953, *FRUS* 1952-1954, XV, pt.2, 1505.
- 14 Johnson to Dulles, Apr. 8, 1953, *FRUS* 1952-1954, XV, pt.1, 896; Memorandum by the Acting Secretary of State to the President, May 18, 1953, *ibid.*, 1047.
- 15 Memorandum by Young, Apr. 8, 1953, *ibid.*, 898.
- 16 Clark to the Joint Chiefs of Staff, May 13, 1953, *ibid.*, 1011.
- 17 Rhee to Truman, Mar. 21, 1952, *ibid.*, 115.
- 18 Briggs to the Department of State, May 3, 1953, *ibid.*, 964.
- 19 Memorandum by Young, Apr. 8, 1953, *ibid.*, 898-899; The Acting Secretary of State to the Embassy in Korea, May 22, 1953, *ibid.*, 1089.
- 20 The Acting secretary of State to the Embassy in Korea, May 15, 1953, *ibid.*, 1030.
- 21 Briggs to the Department of State, May 25, 1953, *ibid.*, 1101; Clark to the Joint Chiefs of Staff, May 26, 1953, *ibid.*, 1107.
- 22 Collins to Clark, May 30, 1953, *ibid.*, 1123; Memorandum by Eddleman, June 1, 1953, *ibid.*, 1128.
- 23 Memorandum by Brown, Aug. 1, 1953, *FRUS* 1952-1954, XV pt. 2, 1462-1463.
- 24 Clark to the Joint Chiefs of Staff, June 7, 1953, *FRUS* 1952-1954, XV pt. 1, 1150.
- 25 Collins to Clark, June 3, 1953, *ibid.*, 1136.
- 26 Editorial Note, *FRUS* 1952-1954, XV pt. 2, 1196.
- 27 Robertson to the Department of State, July 10, 1953, *ibid.*, 1361-1362.
- 28 Memorandum by Young, Aug. 5, 1953, *ibid.*, 1472.
- 29 Memorandum by Young, Aug. 7, 1953, *ibid.*, 1483.
- 30 Memorandum of Discussion at the 168th NSC Meeting, Oct. 29, 1953, *ibid.*, 1572-1573.
- 31 Nixon to Dulles, Nov. 19, 1953, *ibid.*, 1615.
- 32 Progress Report NSC 170/1, Mar. 26, 1954, *ibid.*, 1769-1770; Appendix B: Further Exchange of Letters Between President Eisenhower and President Rhee (NSC 170/1), Mar. 23, 1954, *ibid.*, 1774-1775.
- 33 Hagerty Diary, July 27, 1954, *ibid.*, 1846.
- 34 Memorandum of the 190th NSC Meeting, Mar. 25, 1954, *FRUS* 1952-1954, XIII pt. 1, 1167.
- 35 John Foster Dulles, "The Threat of a Red Asia", Apr. 12, 1954, Department of State *Bulletin*, vol. 30, April- July 1954, 539-542.
- 36 Memorandum by Bell, Apr. 5, 1954, *FRUS*, 1952-1954, XII, pt. 1, 404; Memorandum by Bonbright, Mar. 27, 1954, *FRUS* 1952-1954, XIII, pt. 1, 1180; Dulles to the Embassy in the United Kingdom, Apr. 4, 1954, *ibid.*, 1240; Memorandum by Bonbright, Apr. 3, 1954, *ibid.*, 1227; Dulles to the Department of State, Apr. 22, 1954, *ibid.*, 1361-1362; From Dulles to the Department of State, Apr. 22, 1954, *ibid.*, 1363.
- 37 Minutes of a Meeting on Southeast Asia, July 24, 1954, *FRUS*, 1952-1954, XII, pt. 1, 666-669.
- 38 Memorandum by Bonbright, Apr. 7, 1954, *FRUS* 1952-

- 1954, XIII, pt. 1, 1276.
- 39 Memorandum for the President, Mar. 24, 1954, RG 218, Chairman's File, Admiral Radford, 1953-1957, The United States National Archives and Records Administration, (以下、USNARA と略す。) ; Memorandum for the President's Special Committee on Indo-China, Mar. 29, 1954, *ibid.*; Minutes of Meeting, Apr. 26, 1954, *ibid.*; Dulles to Dillon, 25 April, *ibid.*
- 40 Memorandum for Radford, Apr. 2, 1954, RG 218, Chairman's File, Admiral Radford, 1953-1957 USNARA; Memorandum for the Secretary of Defense, Mar. 31 1954, *ibid.*
- 41 Memorandum of Conversation with the President, Mar. 24, 1954, *FRUS*, 1952-1954, XIII, pt. 1, 1150; *ibid.*, 1227; Memorandum of Telephone Conversation, Apr. 3, 1954, *ibid.*, 1230; Editorial Note, *ibid.*, 1236; Memorandum by Dulles, Apr. 14, 1954, *ibid.*, 1336; Memorandum by Merchant, Apr. 26, 1954, *ibid.*, 1387; Memorandum by Radford, 24 Apr. 1954, *ibid.*, 1395; Hagerty Diary, Mar. 26, 1954, *ibid.*, 1173; Memorandum of Discussion at the 192nd NSC Meeting, Apr. 6, 1954, *ibid.*, 1265. なお、インドシナ連邦諸国とは後のカンボジア、ラオス、ベトナムを指す。Memorandum of the 192nd NSC Meeting, Apr. 6, 1954, *FRUS* 1952-1954, XIII, pt. 1, 1254.
- 42 Memorandum of the 190th NSC Meeting, Mar. 25, 1954, *ibid.*, 1167; Dullest to the Embassy in the United Kingdom, Apr. 4, 1954, *ibid.*, 1240; Memorandum of the 192nd NSC Meeting, Apr. 6, 1954, *ibid.*, 1258, 1264; *ibid.*, pt. 1: Editorial Note, *ibid.*, 1236; Memorandum by Drumright, April 2, 1954 *ibid.*, 1216; Memorandum by Stelle to Bowie, Mar. 31, 1954, *ibid.*, 1197. アイゼンハワー政権は、アジア諸国の参加がなければ、米国による「植民地主義」と非難されることを懸念していた。他方で、韓国、中華民国、そして日本はメンバーから除外されたが、これは韓国や中華民国は、英国からの反対に加え、これら2カ国が中国に対し挑発行動をとることが懸念された一方、日本の参加は、日本と他のアジア諸国との間で歴史問題が生じることが予想され、また、日本自身が参加に消極的であったためである。さらにインドシナ諸国は、仏の反対もあり、最終的に SEATO には参加しなかった。
- 43 C(54)134 Indo-China, April 7, 1954, CAB129/67, the National Archives, the United Kingdom, (以下、UKNA と略す。) ; CC(54) 26th Conclusions, *ibid.*
- 44 Smith to the Department of State, May 5, 1954, *FRUS* 1952-1954, XII, pt. 1, 450; C(54)134 Indo-China, April 7, 1954, CAB129/67, UKNA; C26(54), April 7, 1954, *ibid.*
- 45 Dulles to the Embassy in France, Apr. 7, 1954, *FRUS*, 1952-1954, XIII, pt. 1, 1287 の脚注 3 を参照 ; Memorandum by MacArthur, Apr. 11, 1954, *ibid.*, 1308; Memorandum by Robertson and MacArthur, Apr. 12, 1954, *ibid.*, pt.1, 1311.
- 46 Smith to the Department of State, May 5, 1954, *FRUS* 1952-1954, XII, pt. 1, 450; Memorandum by MacArthur, Apr. 11, 1954, *FRUS* 1952-1954, XIII, pt. 1, 1308 の脚注 2 を参照。
- 47 *FRUS* 1952-1954, 13, pt. 1, 1308; Dulles to the Department of State, Apr. 13, 1954, *ibid.*, 1320; Godley to the Department of State, Apr. 21, 1954, *ibid.*, 1331.
- 48 NSC 166/1: U.S. Policy Towards Communist China, Nov. 6, 1953, *FRUS* 1952-1954, XII, pt. 1, 281.
- 49 US Minutes of the 2nd Meeting of the joint US-UK Study Group, July 8, 1954, *FRUS* 1952-1954, XII, pt. 1, 612; Dulles to Certain Diplomatic Offices, July 10, 1954, *ibid.*, 615; US Minutes of the 4th Meeting of the joint US-UK Study Group, July 13, 1954, *ibid.*, 612.
- 50 Memorandum of Telephone Conversation, Aug. 30, 1954, *FRUS* 1952-1954, XII, pt. 1, 820-822
- 51 結局同条約の加盟国は、米、英、仏、豪、NZ、タイ、フィリピン、パキスタンの計 8 カ国となった。また、マニラ条約に対する米英の考え方の違いについては、西田「東南アジア条約機構 (SEATO) の起源」36-39 を参照
- 52 実際、英国政府は米国との軍事計画の共有と調整を目的とした軍事機構の発展や英連邦極東戦略予備軍の SEATO への貢献を模索したものの、あくまでその関心は英国植民地であるマラヤの防衛にあり、アイゼンハワー政権の考えとは異なっていた。詳しくは、西田「東南アジア条約機構 (SEATO) の起源」33-35 を参照。
- 53 Minutes of a Meeting on Southeast Asia, July 24, 1954, *FRUS* 1952-1954, XII, pt. 1, 666, 669.
- 54 Memorandum of Discussions at a Department of State-JCS Meeting, July 23, 1954, *ibid.*, 655-656.
- 55 Memorandum by Allison, Mar. 19, 1953, *FRUS* 1952-1954, XIV, pt. 1, 158.
- 56 Rankin to the Department of State, Dec. 19, 1953, *ibid.*, 344; Rankin to the Department of State, Dec. 19, 1953, *ibid.*, 343.
- 57 Jones to the Department of State, Feb. 24, 1954, *ibid.*, 367.
- 58 Robertson to Dulles, Feb. 25, 1954, *ibid.*, 368.
- 59 Robertson to Dulles, Mar. 31, 1954, *ibid.*, 401; Dulles to

- The Embassy in the Republic of China, Apr. 8, 1954, *ibid.*, 407; Memorandum by McConaughy, Feb. 27, 1954, *ibid.*, 369; Memorandum by the McConaughy, May 19, 1954, *ibid.*, 422
- 60 例えば、Memorandum by Matthews to Dulles, Mar. 31, 1953, *ibid.*, 170.
- 61 NSC 166/1, Nov. 6, 1953, *ibid.*, 280.
- 62 Memorandum by McConaughy, May 19, 1954, *FRUS* 1952-1954, *ibid.*, 423.
- 63 Rankin to the Department of State, May 20, 1954, *ibid.*, 425.
- 64 Memorandum by Robertson to Dulles, Aug. 25, 1954, *ibid.*, 548.
- 65 Anderson to Eisenhower, Sept. 3, 1954, *ibid.*, 556.
- 66 Memorandum of Discussion at the 139th NSC Meeting, Apr. 8, 1953, *ibid.*, 182.
- 67 Rankin to the Department of State, June 22, 1954, *ibid.*, 481; Robertson to Dulles, Aug. 25, 1954, *ibid.*, 548-549.
- 68 Memorandum by Robertson to Dulles, Aug. 25, 1954, *ibid.*, 549; Rankin to the Department of State, Sept. 9, 1954, *ibid.*, 682-683; Memorandum by Robertson to Dulles, Oct. 7, 1954, *ibid.*, 707; Memorandum of Conference with Eisenhower, Oct. 18, 1954, *ibid.*, 770; Memorandum by McConaughy, Nov. 2, 1954, *FRUS* 1952-1954, XIV, Part 1, 843-844.
- 69 Memorandum by McConaughy, Nov. 6, 1954, *FRUS* 1952-1954, XIV, Part 1, 870-871; Memorandum by McConaughy, Nov. 23, 1954, *ibid.*, 927-928.
- 70 Dwight D. Eisenhower Presidential Library, “1953 State of the Union Address,” [https://www.eisenhower.archives.gov/all_about_ike/speeches/1953_state_of_the_union.pdf] 2016年3月10日アクセス。
- 71 Memorandum by Lay to NSC, Mar. 2, 1954, *FRUS* 1952-1954, XV, pt. 2, 1755.
- 72 Memorandum by Cutler, May 28, 1954, *FRUS* 1952-1954, XII, pt. 1, 525-526.
- 73 “NSC146/1, Oct. 28, 1953”, DNSC, Fifth Supplement, Reel 1; “NSC146/2, Nov. 6, 1953,” *ibid.*, Reel 1.
- 74 Memorandum of Conversation With Eisenhower, Mar. 24, 1954, *FRUS* 1952-1954, XIII, pt. 1, 1150; Editorial Note, *ibid.*, 1181.
- 75 この「特別な聖域」は、朝鮮戦争及びインドシナ紛争の停戦により、その価値が失われることとなった。Memorandum by MacArthur to the Acting Secretary of State, Oct. 14, 1954, *FRUS* 1952-1954, XIV, pt. 1, 757 を参照。この電報の中にアイゼンハワー政権が台湾島を「特別な聖域」としてどのように見ていたかが表れている。
- 76 Editorials, *FRUS* 1952-1954, XII, pt. 1, 385.
- 77 Memorandum by the JCS to Wilson, Apr. 9, 1954, *ibid.*, 416.
- 78 Memorandum by the JCS to Wilson, Apr. 9, 1954, *ibid.*, 417-419.
- 79 ただし、NSC162/2 では “more comprehensive regional arrangements” と単数形ではなく複数形になっている点には注意。
- 80 NSC162/2, Oct. 30, 1953 *FRUS* 1952-1954, II, 592
- 81 JCS2101/113, Dec. 10, 1953, RG218 JCS Geographic Files, 1954-1956, Box. 36, USNARA
- 82 それまで JCS が極東地域での多国間の集団防衛同盟に対して肯定的ではなかったことを鑑みると、これは一つの大きな転換と言えるかもしれない。なぜなら、日本との講和条約締結の際に、集団防衛の性格を持った太平洋条約案が検討されたが、ダレスや国務省は同案を推進したものの、結局は JCS の反対もあり挫折しているからである(西田 2009 年 : 35-36)。しかし、アイゼンハワー政権下では、ラドフォードを中心に、むしろ JCS が単一の包括的な多国間の集団防衛同盟の締結を提唱し(水原 2005 年 : 1237-1238)、むしろダレスを中心に国務省が、消極的な姿勢を見せる。
- 83 Memorandum by Scott, July 30, 1954, *FRUS* 1952-1954, XII, pt. 1., 685.
- 84 Briggs to the Department of State, June 18, 1954, *FRUS* 1952-1954, XV, pt. 2, 1810; Briggs to the Department of State, July 6, 1954, *ibid.*, 1827.
- 85 Hull to Ridgway, July 5, 1954, *ibid.*, 1823-1825; Minutes of a Meeting on Southeast Asia, July 24, 1954, *FRUS* 1952-1954, XII, pt. 1, . 671; Discussions at a Department of State-JCS Meeting, July 23, 1954, *FRUS* 1952-1954, XII, pt. 1, 655-656.
- 86 Memorandum by Drew, July 21, 1954, *FRUS* 1952-1954, XII, pt. 1, 648-649; また、この電報では、日本の政府関係者が将来の集団防衛組織に参加する可能性を示唆したことが明らかになっている。Memorandum by Horsey, July 23, 1954, *ibid.*, 662.
- 87 U.S. Minutes of the 5th Meeting of the Joint U.S.-U.K. Study Group, July 16, 1954, *FRUS* 1952-1954, XII, pt. 1, 625
- 88 Wilson to Dulles, Aug. 17, 1954, *ibid.*, 738.
- 89 Allison to the Department of State, Aug. 4, 1954, *ibid.*, 694.
- 90 NSC 5429/2, Aug. 20, 1954, *FRUS*, 1952-1954, XII, pt. 1., 772-773.
- 91 Memorandum of the 210th NSC Meeting, Aug. 12, 1954,

- FRUS, 1952-1954, XII, pt. 1, 725.
- 92 NSC 5429/3, Nov. 19, 1954”, *FRUS*, 1952-1954, XII, pt. 1, 974-976.
- 93 NSC5429/5, *Documents of National Security Council* (以下 DNSC と略す。) First Supplement (University Publications of America, 1981), Reel 2.
- 94 NSC125/2, August 7, 1952, *FRUS*, 1952-1954, XIV, pt. 2, 1302, 1307.
- 95 NSC125/6, *FRUS*, 1952-1954, XIV, pt. 2, 1450-1451; NSC125/6 は、1955 年 4 月に NSC5516/1 にとって代られるまで、対日基本政策文書となった。また、NSC125/6 にもあるように、日本の再軍備が困難であり、日本政府が消極的であったことは当時の米国政府関係者には知られていた。特に、対日講和条約の締結交渉で、再軍備に消極的であった吉田首相と直接交渉したダレスやアリソンのよく知るところであった。にもかかわらず、米国政府は 1954 年半ば過ぎまで日本に再軍備を強く求めていたのである。(植村 1995 年 : 168-169)。
- 96 Allison to the Department of State, Aug. 11, 1954, *FRUS*, 1952-1954, XIV, pt. 2, 1698-1700; Dulles to the Embassy in Japan, Aug. 12, 1954, *ibid.*, 1703.
- 97 Allison to the Department of State, Aug. 25, 1954, *FRUS*, 1952-1954, XIV, pt. 2, 1714.
- 98 Allison to the Department of State, July 30, 1954, *ibid.*, 1690; Memorandum by Allison to Dulles, Sept. 9, 1954, *ibid.*, 1717.
- 99 植村はこの対日政策の抜本の見直しを対日政策の「ニュールック」と呼んでいる(植村 1995 年 : 222)。
- 100 Memorandum by Allison to Dulles, Sept. 9, 1954, *pp. ibid.*, 1719-1720.
- 101 Study by Leonhart, Oct. 25, 1954, *ibid.*, 1753-1755.
- 102 Memorandum of the 214th NSC Meeting, September 12, 1954, *ibid.*, 1725.
- 103 Memorandum of Discussion at the 216th NSC Meeting, Oct. 6, 1954, *FRUS*, 1952-1954, XII, pt. 1, 931.
- 104 Memorandum by Hull to Dulles, 10 Sept. 1954, *FRUS*, 1952-1954, XIV, pt. 2, 1722-1723; Magruder to Parsons, 24 Sept., 1954, *ibid.*, 1732; The JCS to Hull, 6 Oct. 1954, *ibid.*, 1739
- 105 “NSC 5429/5, Dec. 22, 1954,” *DNCS*, First Supplement, Reel 2.
- 106 Memorandum by the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs to Dulles, October 25, 1954, *FRUS*, 1952-1954, XII, pt. 1, 953-954.
- 107 *Ibid.*, 955.
- 108 “NSC 5429/5, Dec. 22, 1954,” *DNCS*, First Supplement, Reel 2.
- 109 NSC 5913/1, Sept. 25, 1959, *FRUS* 1958-60, XVI, 133-144.
- 110 NSC5503, Jan. 15, 1955, *FRUS*, 1955-1957, II, 33; NSC 5723; Oct. 4, 1957, *FRUS*, 1955-1957, III, 623.
- 111 NSC 5514 U.S., Feb. 25, 1955, *FRUS*, 1955-1957, XXIII, pt. 2, 47; NSC5702/2, Aug. 9, 1957, *ibid.*, pt. 2, 492. 厳密には、NSC5514 では「単一の西太平洋集団防衛措置をできるだけ速やかに構築し、参加する (注：下線は筆者)」となっており、より強調されている。
- 112 NSC5516/1, April 9, 1955, *FRUS* 1955-57, XXIII, 60. なお、「相互安全保障と経済的利益の目的のために、太平洋地域での措置に日本を含むこと」と言う文言は、1960 年の対日基本政策文書 NSC 6008/1 ではもはや見られない。NSC6008/1, June 11, 1960, *FRUS* 1958-60, XVIII, 343.
- 113 JCS2101/113, Dec. 10, 1953, RG218 JCS Geographic Files, 1954-1956, Box. 36, USNARA.
- 114 アイゼンハワー政権は米国の地上兵力 2 個師団を 1954 年前半に韓国から撤退させること、そして、最終的には在韓米軍を陸軍 2 個師団と混成国連軍 1 個師団から成る 1 個軍団にまで削減することを決定した。Statement by the President on Reducing American Forces in Korea, *Public Papers of the President of the United States* Dwight D. Eisenhower, 1953, 860-861; Rhee to Eisenhower, Seoul, Feb. 4, 1954, *FRUS* 1952-1954, XV pt. 2, 1746; Memorandum of Discussion at the 173d NSC Meeting, Dec. 3, 1953, *ibid.*, 1642-1643.
- 115 NSC Staff Study on U.S. Policy Toward Communist China, Nov. 6, 1953, *FRUS*, 1952-1954, XIV pt. 1, 302.
- 116 NSC 146/2, Nov. 6, 1953, *ibid.*, 315-316.
- 117 ダレスは 1954 年 9 月に行われた NSC で、台湾沖にある島々を防衛することを米国が約束した場合、欧州各国特に英国そしてアジア諸国からの支持がないまま戦争に巻き込まれることを懸念していた。Memorandum of Discussion at the 216th NSC Meeting, Oct. 6, 1954, *ibid.*, 694.
- 118 これは、二国間同盟を同盟のパートナーの行動をコントロールするために結んだと主張するチャの議論とも符合する (Cha 2009: 165-166)。

参考文献

- United Kingdom National Archives (UKNA).
CAB 129: Cabinet papers.
- United States. *Public Papers of Presidents of the United States*. 1953, Dwight D. Eisenhower. Washington, D.C.: Government Printing Office, 1960.
- United States Department of State. *Bulletin*, vol. 30, April- July 1954. Washington, D.C.: Government Printing Office.

- United States Department of State. *Foreign Relations of the United States (FRUS)*. 1952-1954, Volume II: National Security Affairs. Washington, D.C.: Government Printing Office, 1979.
- 1952-1954, Volume XII (in two parts): East Asia and the Pacific. Washington, D.C.: Government Printing Office, 1984.
- 1952-1954, Volume XIII (in two parts): Indochina. Washington, D.C.: Government Printing Office, 1982.
- 1952-1954, Volume XIV (in two parts): China and Japan. Washington, D.C.: Government Printing Office, 1985.
- 1952-1954, Volume XV (in two parts): Korea. Washington, D.C.: Government Printing Office, 1984.
- 1955-1957, Volume II: China. Washington, D.C.: Government Printing Office, 1986.
- 1955-1957, Volume III: China. Washington, D.C.: Government Printing Office, 1986.
- 1955-1957, Volume XXIII (in two parts): Japan. Washington, D.C.: Government Printing Office, 1991.
- 1958-60, Volume XVI: East Asia-Pacific Region; Cambodia; Laos. Washington, D.C.: Government Printing Office, 1992.
- 1958-60, Volume XVIII: Japan; Korea. Washington, D.C.: Government Printing Office, 1992.
- United States National Archives and Records Administration (USNARA).
RG 218: Chairman's File, Admiral Radford, 1953-1957.
RG 218: The Joint Chiefs of Staff, Geographic File, 1954-1956.
- Documents of National Security Council (DNSC)* (with Supplements). University Publications of America, 1981, 1985.
- Accinelli, Robert. *Crisis and Commitment: United States Policy toward Taiwan, 1950-1955*. Chapel Hill, North Carolina: The University of North Carolina Press, 1996.
- 赤木完爾『ヴェトナム戦争の起源』慶応通信、1991年。
- Cha, Victor. "Powerplay: Origins of the U.S. Alliance System in Asia," *International Security* Vol. 34, No.3, Winter 2009/10.
- Dulles, John Foster. "Policy for Security and Peace." Council on Foreign Affairs, *Foreign Affairs*, vol. 32, no. 3, April 1954, 353-364.
- Eisenhower, Dwight D. *The White House Years, Mandate for Change: 1953-1956*. Garden City, New York: Double Day & Company, Inc., 1963.
- 吹戸 真実「アイゼンハワー政権初期の対中政策--ダレス国務長官の立場を中心に」『二十世紀研究』第9号、2008年、25-50。
- 吹戸 真実「米華相互防衛条約再考：アイゼンハワー政権初期の対中政策との連関に着目して」『二十世紀研究』第13号、2012年、111-144。
- Gaddis, John Lewis *Strategies of Containment: A Critical Appraisal of American National Security Policy during the Cold War*, Revised and Expanded Edition. Oxford: Oxford University Press, 2005.
- Graebner, Norman A. "Eisenhower and Communism: The Public Record of the 1950s." In Melanson, Richard A. and David Mayers. *Reevaluating Eisenhower: American Foreign Policy in the Fifties*. Urbana, Illinois: University of Illinois Press, 1989.
- Greenstein, Fred I. *The Hidden-Hand Presidency: Eisenhower as Leader*. Baltimore, Maryland: Johns Hopkins University Press, 1982.
- 細谷千博『サンフランシスコへの道』中央公論社、1984年。
- Immerman, Richard H. "Between the Unattainable and the Unacceptable: Eisenhower and Dienbienphu." In Melanson, Richard A. and David Mayers. *Reevaluating Eisenhower: American Foreign Policy in the Fifties*. Urbana, Illinois: University of Illinois Press, 1989.
- 古関彰一・宮里政玄「講和・安保 占領の終了と独立」袖井林二郎・竹前栄治編 戦後日本の原点（下）占領史の現在（東京：悠思社、1992年）。
- Kotch, John. "The Origins of the American Security Commitment to Korea." In *Child of Conflict: The Korean-American Relationship, 1943-1953* edited by Bruce Cumings. Seattle: University of Washington Press, 1983.
- Mabon, David W. "Elusive Agreements: The Pacific Pact Proposals of 1949-1951," *Pacific Historical Review*, vol. 57, no.2 (May 1988).
- 水原 陽「ラドフォードとニューロック戦略：その形成とアジアの展開を中心に」『同志社法學』第57巻第4号、2005年11月、1195-1277。
- Nishida, Tatsuya. *Incomplete Alliances: A Comparative Analysis of the Hub-and-Spoke System in the Asia-Pacific*, Ph.D. Dissertation. Harvard Univ., 2009.
- 西田竜也「アジア太平洋に地域における安全保障システムの一つのオプション-太平洋条約の経験から」日本国際政治学会『国際政治』第158号、2009年。
- 「東南アジア条約機構（SEATO）の起源-米英の戦略の狭間で-」同志社アメリカ研究所『同志社アメリ

- カ研究』第50号、2014年。
- 阪田恭代「米国のアジア太平洋集団安全保障構想と米韓同盟」鐸木昌之・平岩俊司・倉田秀也編『朝鮮半島と国際政治』慶応義塾大学出版会、2005年。
- 佐々木卓也『アイゼンハワー政権の封じ込め政策』有斐閣、2008年。
- 植村秀樹『再軍備と55年体制』木鐸社、1995年。
- Watson, Robert J. *The Joint Chiefs of Staff and National Policy: History of the Joint Chiefs of Staff Vol. V* (Office of Joint History, Office of the Chairman of the Joint Chiefs of Staff, Washington, D.C., 1998).
- 湯浅 成大「対中強硬政策形成への道：アイゼンハワー、ダレスと中国・台湾、1953-1955」『アメリカ研究』第26号、1992年、201-224、273-274。
- 「アイゼンハワー期の対中国対策 米中「非」接近の構図：1950年代の国際政治」『国際政治』第105号、1994年、45-59。
- 李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会、1996年。